

実施方針に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	対象施設	2	第1	2			図1-2および表1-1において、水管橋や推進工の工区が多数見受けられますが、設置位置および推進基地等に関わる用地は基本設計にておむね問題ない位置を選定されているという解釈でよろしいでしょうか。	横断工法の協議のみで、具体的に問題がない位置であるかの協議は行っておりません。
2	対象施設	2	第1	2			水管橋や河川および水路横断箇所が明示されていますが、河川管理者との事前協議は完了しているという解釈でよろしいでしょうか。また、それらの箇所において濁水期の工事指定などの期間条件は提示されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等公表時に示します。
3	ルート	2					更新ルートについて、検討の結果施工が厳しいと判断された場合、ルートの見直しは発注者側で再度選定していただけるのでしょうか。	ルート見直しの要因やその程度により、別途協議とさせていただきます。
4	対象施設	3	第1	2			7工区旭支線について、PIP工の延長が806mとなっておりますが、複数の立坑を想定した工区であると認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	PIP工	3					PIP工：806m（PN400）の全てがPIP工と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	認定外道路	3・4					認定外道路とは水道用地として確保されている用地と判断してよろしいでしょうか。	現時点では、水道用地とはなっていません。
7	さや管口径	3・4・5					PN400の推進工において、さや管の口径が500～700までありますが、さや管口径の違いに理由がありますでしょうか。	計画した曲率半径から必要な口径を選定しておりますので、区間によってさや管口径が異なっております。
8	対象施設	5	第1	2	表1-1		13工区 推進工で本管（DIP-PN）φ400のさや管がφ700となっております。他工区はさや管がφ500ですが、φ700とした目的をご教示ください。	本表No.7をご確認願います。
9	対象施設	5	第1	2			旭配水場は電動弁及び流量計の設置までは事業範囲に含まれるのでしょうか。また干潟配水場は電動弁及び流量計の設置は事業範囲に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ここでの電動弁は流量調整弁を指します。旭配水場は、流量調整弁及び流量計の設置は事業範囲に含まないように変更します。干潟配水場はご理解のとおりです。なお、流量調整弁及び流量計の設置は事業範囲に含まれないものの、後から設置できるスペースの確保や容易に更新ができる設備の設置をお願いします。
10	事業スケジュール	6	第1	3	(4)	I	灌漑期工区と止水期工区の対象施設は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業内容に関する事項	7	第1	3	(4)	I (I)	「表 1-2 事業スケジュール」にある灌漑期と止水期について、分割して工区を設定する必要があると記載がありますが、該当期間中は一切施工が不可ということでしょうか。それとも協議次第で施工可能なのでしょうか。	原則不可としますが、具体的な条件については、詳細設計時の関係機関協議にて確認をお願いします。
12	事業内容に関する事項	7	第1	3	(4)	I (I)	干潟土地改良区管内で現場状況に留意しなければならない範囲は西幹線A工区以外の全工区という理解でよろしいでしょうか。	隣接する農地の地権者等が農作業を行う上で配慮が必要と判断される区間を想定していますが、具体的な区間は定めておりません。詳細設計時の関係機関協議にて確認をお願いします。
13	事業内容に関する事項	7	第1	3	(4)	I (I)	干潟配水場手前の水路横断部というのは大利根用水西幹線横断のことをさしていませんか。	ご理解のとおりです。
14	事業内容に関する事項	7	第1	3	(4)	I (I)	「工事請負契約締結の時期を前倒しすることも可能である」と記載がありますが、設計が終わっていただければ1年目から工事しても良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、年度別の支払可能額を貸与資料中の事業計画工程表に示す金額を基に設定する予定です。企業団議会の議決をもって決定されるものですが、この年度別の支払可能額を考慮して工程等をご提案願います。
15	事業者選定方法	7	第2	1	(1)	I	「現場状況に留意した工程」とありますが、具体的な留意事項をご教示ください。	農作業への支障が発生しない等の周辺環境への配慮が留意事項となります。
16	選定スケジュール	8	第2	2	表2-1		令和6年5月 資料貸与で既設管の管種、口径、延長等が分かる資料をご提供いただけるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	選定スケジュール	8	第2	2	表2-1		令和6年5月 資料貸与の一覧表をご教示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
18	応募者の構成	10	第3	1			管材企業と地元建設企業については甲型JVの応募を想定していますか。	ご理解のとおりです。
19	想定事業スキーム	10	第3	1			図3-1想定事業スキームよりいわゆる乙型JVとの理解でよろしいでしょうか。	設計企業と、管材企業及び地元建設企業はJVを組む必要はありません。
20	応募資格	12	第3	2			設計企業における管理技術者、照査技術者について、事業期間中の交代は可能でしょうか。	正当な理由、及び同レベルの技術者等を用意できる場合については、変更を認めます。
21	応募資格	12	第3	2			管材企業における、監理技術者、統括責任者について、事業期間中の交代は可能でしょうか。	正当な理由、及び同レベルの技術者等を用意できる場合については、変更を認めます。
22	応募資格	12	第3	2			統括責任者について、資格は求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	応募資格要件	13	第4	1	(2)		第3の2で協力企業（管工事企業）の条件が記載されていますが、応募資格審査書類では協力企業も記入する様式となっているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	応募資格要件	13	第4	1	(2)		工事請負契約締結後に、途中で協力企業を変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、管工事企業については応募資格要件を満たす企業とすることが必要です。
25	物価変動リスク	16	第6	4	表6-1		「一定の範囲」について具体的にご教示ください。	募集要項公表時に契約書（案）にて示します。基本的には通常の工事における物価スライドの考え方のとおりです。
26	リスク分担	16	第6	4			表6-1において、物価変動リスクについて、一定の範囲とは具体的にどの範囲でしょうか。	本表No.25をご確認願います。
27	リスク分担	17	第6	4			4 1) 工事監理のリスクで企業団、事業者双方にリスク分担が記載されています。企業団リスクは注釈がありましたが、事業者リスクはどのようなものを想定しているのでしょうか。	事業者によるセルフモニタリングを想定しています。
28	工事監理リスク	17	第6	4			No.41の工事監理リスクについてですが、発注者のリスク負担としてと注書きされています。であるならば、企業団のリスク負担ではないでしょうか。	事業者側のリスクとして、事業者によるセルフモニタリングを想定しています。
29	測量・調査リスク	17	第6	4			遺跡などが発見された場合は、企業団の責となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	見積上限価格	18	第7	1			設計委託契約を設計企業と結ぶことが前提であるため、見積上限金額については、設計と施工それぞれの内訳金額を含めて公表されると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	設計期間	18	第7	2	(4)		設計期間の終了が「令和14年3月（事業者提案により短縮可能）」とありますが、同頁3. 契約の枠組みにおいて「最終年度前年（令和12年度）8月末までに全工区の工事設計額を確定するものとする。」と記載されています。設計期間の終了は「令和12年8月」という理解でよろしいでしょうか。	工事設計額確定後、不測の事態が生じた際の設計変更等にも対応いただくため、令和14年3月までとしています。
32	契約の枠組み	18	第7	3			令和8年3月予定の工事請負契約は提案価格にて契約を締結するのでしょうか。それとも工事請負契約時点で一部詳細設計が完了した工区の見積額の合算にて契約を締結するのでしょうか。	工事は工区毎に契約とし、工事請負契約時点で詳細設計が完了した工区について、詳細設計による積算額に請負率を乗じた額にて契約を締結することとします。
33	支払い方法	18	第7	4			部分払と最終払共に「設計・工事完成時に行う」とあるが、契約が別であるのにも関わらず、設計が終了していても支払が行われないということでしょうか。この場合、契約は終了しても支払いが滞ってしまう状況が発生しかねません。例えば年度始まりに設計業務を1回、年度締め施工業務を1回という様に、複数回実施することは可能でしょうか。	設計及び工事に要する費用の支払いに関しては、それぞれの契約ごとに支払いを行います。
34	精算について	18	第7	5			工事請負価格に請負率を反映させるとありますが、設計委託価格には請負率は適応されないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計委託は提案価格にて契約します。
35	費用の構成	19	第8	1			対価の支払いに記載の該当する業務はすべて費用を積上げていると考えておりますが、「交付金申請書作成業務」はどのように積上げているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
36	対価の支払い	19	第8	1			費用の構成において、設計費の各種申請等の補助業務とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	占有協議等の関係機関協議資料の作成および同行を想定しております。
37	費用の構成	19	第8	1			費用の構成として、管材企業（代表企業）の統括責任者の費用は計上されているのでしょうか。	費用に含まれます。
38	費用の調達	19	第8	2			「各工区を行う検査」が指す具体的な作業をご教示ください。通水試験工等は一般と同様技術管理費として含まれているという認識でよろしいでしょうか。	設計の検査内容は、要求水準書の第3の2（1）シ② ii の記載のとおりです。工事の検査内容は、要求水準書の第3の2（2）カ② ii の記載のとおりです。通水試験工については、ご理解のとおりです。
39	部分払いについて	20	第8	4			部分払いは年1回と18頁 第7 4 支払い方法に記載があります。「工区毎に工事が完成した段階で部分払いを請求することができる」と記載がありますので、1年間で複数の工区の工事が完了した場合、その複数工区を一括清算するという認識でよろしいでしょうか。	部分払いに関する記載について訂正します。 工事は工区毎に契約としているため、部分払いについては当該工区が複数年に跨る場合に、各年度1回を上限として支払うこととします。
40	部分払いについて	20	第8	4			部分払いの上限金額は募集要項等の公表時に一緒に公表されるかと考えていますよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	部分払いについて	20	第8	4			該当年度に支払われなかった支払い限度額上限との差額は、翌年の支払い限度額上限に上乗せされると考えていますよろしいでしょうか。 例) 令和7年度上限：100万円、令和8年度上限：100万円、令和7年度支払い額が50万円の時、令和8年度上限は150万円となる。	ご理解のとおりです。
42	モニタリング	21	第9	1			企業団が実施するモニタリングに係りセルフモニタリングを実施するため、モニタリングの実施予定回数や対象業務、時期等の詳細が公表されると考えておりますよろしいでしょうか。	事業者が提案するセルフモニタリングの計画を踏まえて、企業団が実施するモニタリングを計画します。
43	モニタリング費用の負担	21	第9	3			企業団が実施するモニタリングにおいて、事業者が資料作成を求められた場合は、企業団の費用負担になるのでしょうか。	事業者によるセルフモニタリング結果を踏まえて、企業団はモニタリングを実施します。そのためモニタリングのために追加の資料作成等の費用は発生しないと考えています。